

指定給水装置工事事業者の休止

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により、次の指定給水装置工事事業者から事業を休止した旨届出があったので、山武郡市広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程第4条第4号の規定により公示する。

令和3年1月8日

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域で給水装置工 事の事業を行う事業所 の名称及び所在地		休止日 (有効期限)
				名称	所在地	
指定第376号	有限会社 杉森興業	横芝光町古川 60	杉森 幹男	有限会社 杉森興業	横芝光町古川 60	令和2年12月1日 (令和6年9月29日)